

令和6年度(第18回)関東ブロック高等学校生徒商業研究発表大会

審査規定

【1】審査委員

- (1) 審査委員は、参加県より1名ずつ商業科関係校長等(校長・副校長・教頭・指導主事・主幹教諭)とする。ただし、出場校からは審査委員を選出しない。
- (2) 開催県の審査委員が審査委員長(講評も含む)を、次期開催県の審査委員が審査副委員長を務める。
- (3) 審査については、審査委員の合計点で評価する。
- (4) 審査基準は別に定める。(全国大会に準じる)

【2】発表上の留意点

- (1) 発表は、PC等を活用し生徒が操作できる範囲のものとする。
- (2) 使用機材は、会場で準備できる機材又は発表者が持参するものとする。

【3】審査基準

<別紙2>に定める

【4】審査方法

審査基準に従い、次の通り審査する。

事前審査		当日審査	
研究内容(3項目)	研究報告書の完成度	研究発表	総合評価
50点	10点	30点	10点
(1) 10点 (2)・(3)各20点	(1)・(2) 合わせて	(1)・(2)・(3) 合わせて	(1)・(2) 合わせて

「研究内容」については、報告書の表現・内容・様式も審査の対象となる。

なお、発表時間は10分とし、司会者による「それでは〇〇高等学校は発表を始めてください。」の台詞終了時から発表者による「これで〇〇高校の発表を終わります。」の台詞終了時までを計測する。

【5】表彰

審査結果を基に、以下の賞を与える。

「優秀賞」 上位3校(関東ブロックを代表して全国大会出場)

「優良賞」 優秀賞以外の参加校